

2014年11月

シンガポール国際調停センター (SIMC) 及びシンガポール国際商事裁判所 (SICC) にかかる最新動向

現在、シンガポールにおいては、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre. 略称「SIAC」) を補完する機関として、シンガポール国際調停センター (Singapore International Mediation Centre. 略称「SIMC」) 及び国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court. 略称「SICC」) を設立する試みが進められています。

SIMC は、シンガポールにおいて、国際調停事件を取り扱う専門機関です。SIMC は、SIAC と密接に連携をすることにより、調停手続と仲裁手続を混在させた Arb-Med-Arb Protocol と称する独自の手続を推奨しており、2014年11月5日に本格的に運用を開始しました¹。

他方、SICC は、シンガポールにおいて、国際的な商事紛争を取り扱う国際裁判所です。SICC には、控訴あるいは、第三者の強制的な手続参加等、国際仲裁には見られない特徴があり、アジアの法曹実務家からは大きな注目を集めています。SICC は現在、2015年前半の始動が予定されていますが、2014年11月4日、その設立のための改正法案が、シンガポール議会の第二読会 (Second Reading) を通過しました²。

このように、近時、SIMC 及び SICC に関する動きには目まぐるしいものがあります。そこで、本ニューズレターにおいては、SIMC 及び SICC にかかる最新情報をご提供します。

なお、本文で言及していますシンガポール国際仲裁法 (International Arbitration Act (Cap143A, 2002 Rev Ed)。以下「IAA」といいます。) の日英対訳については、[こちら](#)をご参照ください。

【2015年1月5日追記】2015年1月1日、改正裁判所法 (The Supreme Court of Judicature Act) 及び改正裁判所規則 (Rules of Court) が施行されました。これにより、解釈上の疑義が解消されたことから、本稿の記載の一部につき、加筆を行っています。

1 SIMC にかかる動向

(1) SIMC 設立の目的

SIMC は、国際商事調停にかかるワーキンググループの提言を受けて³、2014年3月に設立された独立・非営利の組織です。

SIMC は、国際的商事取引、特に東南アジア地域における取引より生じる国際紛争について、専門的な国際調停サービスを世界で初めて提供することを目的としており、世界各国の調停人により構成される調停人パネル等からの調停人の選任及び事件管理サービスを提供するものとされています。

(2) SIAC との連携

SIMC の特色の一つとして、SIAC との密接な連携が挙げられます。SIMC の初代 CEO には、SIAC 現 CEO である Lim Seok Hui 氏が就任し、両組織のマネジメントを統括するものとされています。

また、SIMC は、SIMC 調停規則に基づく通常の調停手続に加えて、SIAC との連携の下、Arb-Med-Arb Protocol と称する調停及び仲裁を混在させた独自の手続を提唱しています⁴。

Arb-Med-Arb Protocol とは、概略

- (a) SIAC における国際仲裁手続が開始した後 (Arb)、
- (b) ただちに SIMC における調停手続を開始させ (Med)、
- (c) 調停手続終了後、SIAC における国際仲裁手続を再開し (Arb)、
 - (i) もしも、調停が功を奏した場合には、国際仲裁手続等において和解を成立させ、
 - (ii) 調停が功を奏しない場合には、SIAC における国際仲裁手続を続行する

という手順により紛争を解決する手続です。

紛争が調停手続において早期に解決すれば、費用と時間をかけて国際仲裁を続行する必要がなくなる

【監修者】 [パートナー 弁護士 児玉 実史](#)

【執筆者】 [弁護士 松下 外](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

という点に加えて、調停手続における和解内容を、IAA 第 18 条の合意による仲裁判断(Consent Award)として残せば、ニューヨーク条約の締約国における執行が可能となる点に利点があるとされています。

なお、Arb-Med-Arb Protocol においては、当事者の別段の意思表示がない限り、SIMC と SIAC における手続においては、それぞれ独立した別個の調停人・仲裁人が選任され、また、各手続については、秘匿性が維持されるものとされています。

(3) SIMC モデル条項

SIMC は場面に応じて、以下のモデル条項を用意しています。

ア 通常の調停事件⁴

(ア) 紛争開始前の合意

【原文】

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be first referred to mediation in Singapore in accordance with the Mediation Rules of the Singapore International Mediation Centre for the time being in force.

【日本語訳】

本契約の存在、有効性及び終了を含む本契約より又は本契約に関連して発生するすべての紛争、対立及び相違は、まず、はじめに、その時点で有効であるシンガポール国際調停センターの調停規則による、シンガポールにおける調停に付さねばならない。

(イ) 紛争開始後の合意

【原文】

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, may, notwithstanding the commencement of any other proceedings, be referred to mediation in Singapore in accordance with the Mediation Rules of the Singapore International Mediation Centre for the time being in force.

【日本語訳】

本契約の存在、有効性及び終了を含む本契約より又は本契約に関連して発生するすべての紛争、

対立及び相違は、既にその他の手続が開始していたとしても、その時点で有効であるシンガポール国際調停センターの調停規則による、シンガポールにおける調停に付することができる。

イ Arb-Med-Arb Protocol⁵

【原文】

All disputes, controversies or differences ("Dispute") arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") for the time being in force.

The parties further agree that following the commencement of arbitration, they will attempt in good faith to resolve the Dispute through mediation at the Singapore International Mediation Centre ("SIMC"), in accordance with the SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol for the time being in force. Any settlement reached in the course of the mediation shall be referred to the arbitral tribunal appointed by SIAC and may be made a consent award on agreed terms

【日本語訳】

本契約の存在、有効性及び終了を含む本契約より又は本契約に関連して発生するすべての紛争、対立及び相違（以下「本件紛争」という。）は、その時点で有効であるシンガポール国際仲裁センター（以下「SIAC」という。）の仲裁規則による、シンガポールにおける国際仲裁により最終的に決せられる。

当事者は、さらに、仲裁手続の開始後、本件紛争を、シンガポール国際調停センター（以下「SIMC」という。）における調停手続により、その時点で有効である SIAC-SICC 仲裁-調停-仲裁プロトコルに従い、解決するべく誠実に試みる。調停手続において和解が成立した場合、SIAC が選任した仲裁廷にこれを参照させ、合意条項に従い、合意による仲裁判断を得ることができる。

(4) 調停法の設立

上述のワーキンググループは、調停手続の結果が

出るまで、他の法的手段の進行の停止を裁判所に認める権限を裁判所に付与する、あるいは調停による和解について、裁判所の判断と同様の執行力を与える調停法を新たに設立することを提言しており^{vii}、将来的には、かかる法律の設立に向けての動きが具体化するものと思われる。

(5) 実務上の影響

SIMC の評価、特に独自の Arb-Med-Arb Protocol の有用性については現在では未知数であり、その評価が定まるためにはある程度の運用実績の積み重ねが必要となるものと思われる。

もともと、国際仲裁手続が本格的に開始する前に紛争を解決することができれば、当事者にとってはメリットが大きく、その実効的な運用に期待が寄せられるところだ。

2 SICC にかかる動向

(1) SICC 設立の目的

SICC は、シンガポール法はもとより、シンガポール以外の外国法を準拠法とする国際商事紛争を取り扱うために設立される新たな国際裁判所です。

その設立の背景には、アジア地域における、国際取引及び国際投資の増加に伴う国際的紛争の増加があります。現在、このような国際的な商事・投資紛争に関する解決手段の潮流は、国際仲裁であるといっても過言ではなく、また、シンガポールが東南アジアにおける国際仲裁のハブ国としての地位を確立していることは周知の事実です。しかしながら、国際仲裁については、一定の類型の紛争については、仲裁適格性がなく、また、仲裁合意外の第三者を当事者の合意なく手続に参加させることができない等の私的紛争解決手段であるが故の限界も指摘されてきました^{viii}。

そこで、これら国際仲裁の制約を克服した新たな紛争解決の選択肢を提供することで、より多くの国際紛争案件をシンガポールに集め、東南アジアのリーガルハブとしての地位を確立することに、SICC 設立のねらいがあります。

(2) 改正法案提出に至る経緯

SICC の構想は、2013 年初めに打ち出され、同年 5 月には、19 名の実務家等による検討委員会が設立されました。同委員会は、2013 年 11 月には、SICC 設立に関するレポート（以下「委員会レポート」といいます。）を作成し、同年 12 月にはこれに対する意見が公募されています^{ix}。

また、委員会レポート及び寄せられた意見を踏ま

えて、シンガポール法務省は、2014 年 4 月 8 日に、関連法規の改正案を公表し、さらに、同年 4 月 30 日まで意見を公募しました^x。

そして、このような中、シンガポール法務省（The Ministry of Law）は、2014 年 10 月 7 日、憲法改正法（The Constitution of the Republic of Singapore (Amendment) Bill。以下、同法による改正後の憲法案を「改正憲法案」といいます。）及び最高裁判所法改正法（The Supreme Court of Judicature Act。以下、同法による改正後の最高裁判所法案を「改正裁判所法案」といいます。）等、SICC 設立にかかる関連法の改正法案を議会に提出しました^{xi}。

そして、同年 11 月 4 日には、改正法案が、同議会の第二読会（Second reading）を通過し、その成立がいよいよ間近となりました。SICC の本格的な稼働は、2015 年前半に予定されており、これに併せて、さらなる審議及び裁判所規則（Rules of Court）の改正が行われることとなります。

(3) 特徴

ア 主な特徴

シンガポール法務省のプレスリリース^{xii}においては、SICC の主たる特徴として、以下の 4 点が挙げられています。

- ・ **判決の執行可能性**：SICC はシンガポールの高等法院（High Court）の専門部として設立され、その判決は、シンガポール最高法院（Supreme Court）の判決として執行することができる
- ・ **国際裁判官（International Judge）の選任**：裁判官として、現職のシンガポール最高法院裁判官に加えて、シンガポール以外の各国の法曹からなる国際裁判官^{xiii}を任命することができる
- ・ **審理の非公開**：審理は、原則として公開の法廷によるものの、事案によっては審理を非公開とすることができる
- ・ **外国証拠法の適用及び外国法弁護士による訴訟代理**：裁判所の許可により、シンガポール国外の証拠法の適用及び外国法弁護士による訴訟代理を行うことができる

イ 国際仲裁との比較

国際仲裁と比較した場合の特徴として、SICC の判決については、上訴法院（Court of Appeal）への上訴可能性があることや、当事者の合意なくとも第三者を手続に参加させることが可能であることが挙げられます。

そのため、二審制による慎重な判断を希望する

場合や、一部の関係者との仲裁合意の締結が難しい場合、あるいは、裁判所による強力な監督機能の下、法定の手続による紛争解決を希望する場合等に、SICC の利用が具体的に検討されることになると思われます。

(4) 位置づけ及び構成

ア 組織上の位置づけ

シンガポールの裁判所は、最高法院及び下級法院 (State Court) ^{xiv}により構成されています。そして、最高法院は、上訴法院及び高等法院により構成されており、他方、下級法院は、治安判事法院 (Magistrate's Court)、地区法院 (District Court) 等により構成されています。

上記(3)アにおいてご説明しましたとおり、SICC は、高等法院の専門部として創設されます。

イ 国際裁判官 (International Judge)

司法長官は、必要な資質、経験、評価を有する者を、国際裁判官に任命することができます (改正憲法案第 95 条第(4)項(c))。

そして、国際裁判官は、事件毎、あるいはある一定期間任命されます (改正憲法案第 95 条第(5)項(b))。

シンガポール法務省によれば、国際裁判官には、各国の法曹実務家が就任することが想定されています^{xv}。

ウ 権限

SICC は、高等法院家事部が行使すべきものとされる権限等の一部の例外を除いて、高等法院と同様の権限を行使することができるものとされています (改正裁判所法案第 18C 条)。

SICC は、国際裁判官等による 1 名又は 3 名の裁判官により構成されます (改正裁判所法案第 18G 条)。3 名の裁判官による場合、原則として、多数決により意思決定が行われるものとされています (改正裁判所法案第 18H 条)。

(5) 管轄を有する事件

SICC は、以下のとおり、法定管轄及び移送による管轄を認めています。

ア 法定管轄

(ア) 法定管轄が認められる事件

SICC が法定管轄を有するのは、以下のすべてを充足する事件です (改正裁判所法案第 18D 条)。このうち(a)及び(c)については、下記(8)におい

て後述するとおり、裁判所規則 (Rules of Court) によりその内容の具体化が予定されています。

- (a) その性質上「国際的かつ商事的」であること
- (b) シンガポール国内で提起された場合、高等法院が民事的管轄を有するものであること
- (c) 裁判所規則に定めるその他の要件を充足すること

(イ) 証明書の発行

当事者は、SICC に訴えを提起するに先立ち、以下の事項にかかる証明書 (Certificate) の発行を申し立てることができます (改正裁判所法案第 18E 条第(1)項)。

- (a) 訴えが、国際的及び商事的であること
- (b) 裁判所規則 (Rules of Court) に定める要件を充足すること

証明書は、確定的 (conclusive) とされており (改正裁判所法案第 18E 条第(3)項)、その内容については、裁判所規則に定める場合を除いて、争うことができません。

(ウ) 管轄に関する合意

当事者が SICC の利用につき合意した場合、明示的に排除しない限り下記の合意が成立したものとみなされます (改正裁判所法案第 18F 条)。

- (a) SICC が排他的裁判管轄を有すること
- (b) SICC による判決又は命令に対して遅滞なく従うこと
- (c) シンガポール国外の裁判所又は仲裁廷に対して、SICC の判決若しくは命令又はそれらの執行に対抗するいかなる手段をとる権利を放棄すること^{xvi} (ただし、その性質上かかる権利が放棄可能でない場合はその限りではない)

イ 移送による管轄

SICC は裁判所規則に従い、自らに係属した事件を、SICC を除く高等法院に移送することができます (改正裁判所法案第 18J 条第(1)項)。

逆に、SICC を除く高等法院も、裁判所規則に従い、自らに係属した事件を、SICC に移送することができますとされています (改正裁判所法案第 18J 条第(2)項)。

なお、下記(6)アにおいて後述するとおり、SICC 及びその他の高等法院の審理においては、用いるべき証拠法が異なる可能性があります。移送前に提出された証拠はそのまま利用することができるものとされています（改正裁判所法案第 18J 条第(3)項(a)）。

また、移送元及び移送先の裁判所のいずれも裁判所規則の定めに従い必要な命令を下すことができるとされています（改正裁判所法案第 18J 条第(3)項(b)）。

(6) 審理

ア 外国証拠法や手続の適用

SICC における審理は、原則として、高等法院における通常の手続と同様に進められます（改正裁判所法案第 18C 条）。

もっとも、審理に際しては、裁判所規則が定める範囲内において、シンガポールにおける証拠法や手続の適用を除外することができます（改正裁判所法案第 18K 条第(1)項(a)）。かかる証拠法には Evidence Act (Cap.97) やコモンロー上の証拠法が、また、手続にはディスカバリー等の手続が、それぞれ含まれるものとされています^{xvii}。

加えて、そのような場合、SICC は、裁判所規則に従い、外国証拠法その他証拠に関する規則を適用することができます（改正裁判所法案第 18K 条第(1)項(b)）。かかる証拠に関する規則には、秘匿特権や、証拠の採用に関する規則が含まれるとされており（改正裁判所法案第 18K 条第(2)項）、国際仲裁におけるガイドラインである IBA 証拠調べ規則等も適用対象に含まれるものとされています^{xviii}。

イ 外国法の立証

SICC は、裁判所規則に定めのある場合、外国法の適用について、立証を経ることなく主張のみにより判断することができます（改正裁判所法案第 18L 条）。

通常、シンガポールの民事訴訟においては、外国法の解釈についての立証は専門家証人を用いることにより行われますが、国際裁判官に各国の法曹実務家を採用することにより、これを不要とする趣旨であると考えられます。

ウ 外国法弁護士による訴訟代理

裁判所規則の定める一定の SICC における事件及びこれへの上訴事件について、Legal Profession Act(Cap.161)における登録を受けた外国法弁護士

は、訴訟活動を行うことができます（改正裁判所法案第 18M 条）。

どのような事件がこれにあたるについては、さらなる関連法規の制定を待つ必要がありますが、シンガポール法務省によれば^{xix}、「シンガポールと実質的関連を欠く場合」が想定されています^{xx}。

(7) 費用

現在、シンガポールにおける民事訴訟手続を利用する際には、各法に定められた Court Fee や、審問のために裁判所を利用するための費用である Hearing Fee 等が必要となります。

この点、現段階において、SICC の利用に際してどの程度の費用が必要となるかについては明らかとされていませんが、下記(8)において後述するとおり、裁判所規則において、その内容が明らかにされるものと思われます。

(8) 裁判所規則

裁判所規則 (Rules of Court) は、シンガポールにおける民事訴訟の手続に関する細則を定めるものです。SICC の運用に際しては、以下の事項を裁判所規則において、定めるものとされています（改正裁判所法案第 80 条第 2A 項）。

- ・ SICC における手続
- ・ SICC が法定管轄権を有するための条件である「国際的かつ商事的」とはいかなる状態を指すか、又その他、SICC が管轄を有するための条件
- ・ 訴え提起前の証明を得ることができる事項、申立を行う前に充足されるべき要件、申立の手続、証明が確定 (conclusive) と取り扱われるための要件
- ・ SICC に対する又は SICC からの事件の移送のための要件及びこれらに際して下すことができる命令の内容
- ・ SICC が、シンガポール証拠法の適用を除外することができる事件及びその範囲並びにその場合に適用されるべき証拠法及び規則の内容
- ・ SICC が外国法の立証を不要とする命令を下すための要件及び主張により外国法に関する解釈を判断する際の考慮事項
- ・ 外国法弁護士が SICC 及び上訴法院において代理を行うための要件
- ・ SICC が、当事者による口頭の議論を経ることなく判決又は命令を下すための要件
- ・ SICC の判決が確定するための要件
- ・ SICC 及び上訴法院における手続の費用及び保証金に関する定め

- ・上記保証金が支払わない場合における手続進行の拒否にかかる登録官の権限

(9) 判決の執行可能性

ア シンガポール国内における執行

SICC の判決は、シンガポール国内裁判所の判決ですので、シンガポールにおいては当然に執行可能とされています。

イ シンガポール国外における執行

(ア) 執行可能な範囲

SICCによる判決が他国において執行されるか否かについては、各国裁判所の判断によります。

もっとも、英国、インド、マレーシア、オーストラリア等の英連邦に属する国（地区）については、判決の承認執行について相互保証があり^{xxi}、これらの国における執行は可能であるといわれています。

加えて、コモンローを採用する国においては、判決債務に基づく執行も可能であると考えられています。

なお、シンガポールの判決の日本における承認執行については、これを認めた東京地判平成18年1月19日判例タイムズ1229号334頁がありますので、SICCの判決についても、原則として執行可能であると考えられます。

(イ) 判決執行性の担保としての相互条約締結

各国の判決については、その国際的執行を確保するために、国際仲裁におけるニューヨーク条約ほど広範な多国間条約は存在しません。

そのため、シンガポール判決の国外執行について、確実性を高めるためには、各国との間において相互承認執行条約等を締結することが望ましいといえます。

(10) 改正法案の評価

この度の改正法案は、2014年4月の改正案と同様に委員会レポートの提案に概ね沿う形で、SICCの設立を目指すものであるといえます。

特に、シンガポールの証拠法の適用を除外し、IBA証拠調べ規則等の他の証拠規則の適用が可能であるとしている点において、より使い勝手のよい形の提

案となっていると思われます。

さらなる具体的な手続については裁判所規則に定められることとなりますので、今後もその動向が注目されます。

- i SIMC ホームページ (<http://simc.com.sg>)。なお、同日、Singapore International Mediation Institute(SIMI)も設立されました。詳しくは、シンガポール法務省ホームページ (<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/speeches/SMS-speech-at-SIMI-launch.html>) をご参照ください。
- ii シンガポール法務省ホームページ (<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/parliamentary-speeches-and-responses/2R-speech-Min-JRAB-2014.html>)
- iii シンガポール法務省ホームページ (<https://www.mlaw.gov.sg/news/press-releases/icmwg-recommendations.html>)
- iv SIMC ホームページ (<http://simc.com.sg/our-services/arb-med-arb/>)
- v SIMC ホームページ (<http://simc.com.sg/model-clauses/simc-mediation-clause>)
- vi SIMC ホームページ (<http://simc.com.sg/model-clauses/the-singapore-arb-med-arb-clause>)
- vii 前掲注 iii・Annex A・5 頁
- viii *Report of the Singapore International Commercial Court Committee* (<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Annex%20A%20-%20SICC%20Committee%20Report.pdf>)・12 頁。なお、後述のとおり、本稿においては、同レポートを「委員会レポート」と呼称します。
- ix シンガポール法務省ホームページ (<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/government-welcomes-recommendation-to-establish-SICC.html>)
- x シンガポール法務省ホームページ (<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/public-consultations/public-consultation-on-drafts-of-the-constitution--amendment--bi.html>)
- xi シンガポール法務省ホームページ (<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/SICC-and-legal-profession-regulatory-framework-update.html>)
- xii 前掲注 ii
- xiii 前掲注 viii においては、「Associate Judge」との名称が用いられていましたが、法務省が2014年4月に公表した改正案においては、「International Judge」との名称に改められました。
- xiv 2014年3月7日に、Subordinate Court から State court に改称されました。
- xv 前掲注 x
- xvi 最高裁判所法改正法 Explanatory Statement・17 頁によれば、シンガポール国内においてかかる手段を用いることは禁じられていません。
- xvii 前掲注 ii・Annex B 及び前掲注 xvi・17 頁
- xviii 前掲注 xvi・17 頁
- xix シンガポール法務省ホームページ (<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/parliamentary-speeches-and-responses/2R-speech-Min-LPA-bill-2014.html>)
- xx 委員会レポート（前掲注 viii）・19 頁においては、(a)シンガポール法が準拠法でない、又は(b)同法が準拠法であることがシンガポールとの唯一の接点である等の場合が想定されています。
- xxi シンガポール国内における外国判決の執行について定めた Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgments Act (Cap 264, 1985 Rev Ed)第4条は英国以外の英連邦国家における執行について、相互保証の確認ができた場合、その適用対象を拡大する旨定めるところ、かかる確認がされた結果、インド等の英国以外の国に対して、適用対象が拡大されています。

当事務所では、世界各国の法律事務所との緊密なネットワークを活かし、国際的な企業間の大規模かつ複雑な紛争解決業務を行っております。特に、国際仲裁の分野においては、ICC 及び JCAA 等の仲裁機関は勿論のこと、SIAC (シンガポール) や HKIAC (香港) 等、東南アジア各国の主要な仲裁機関における仲裁案件も取り扱っています。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、国際紛争解決に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。